

第2章 教育内容

1 総説

(1)カリキュラム編成上の基本方針

当専攻が想定する主たる学生像は、当専攻に入学するまでの間、法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった有職社会人である。このため、当専攻の課程は、つくば市の本学本部キャンパスにおいて行われる学士課程とは、内容的にも、また組織上も完全に独立している。したがって、学士課程との一貫教育や合同授業、学士課程授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法曹養成に特化した法科大学院教育の完結性を損なうような措置は一切行っていない。

当専攻では、有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学修時間内において法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、以下3で述べるとおり、三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指している。このうち特に法学未修者コース2年次（以下特にことわらない限り、法学既修者1年次を含む）以降においては、主として演習形式の授業を実施して、法曹として実務に必要な思考力、分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の科目体系を通じ、学生が同一の法的问题を複数の視点から複合的に学ぶことにより、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることができるよう配慮している。

また当専攻は、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まずカリキュラム面では、多様な法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目として開設し、履修させることにより、既述の法律基本科目群により得た理論的・体系的法知識を実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。さらに当専攻では、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重きを置いている。すなわち「法曹倫理Ⅰ」（弁護士倫理）、「法曹倫理Ⅱ」（裁判官・検察官倫理）においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得に十分に配慮している。さらに、実務臨床科目の中でも、実際のクライアントと接しつつ、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる「リーガルクリニック」を重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が校舎内の同じフロアに併設されている。

(2)有職社会人学生への配慮

有職社会人学生の通学を可能とするため、当専攻の開講時間は月曜日から金曜日の夕刻（18：20～21：00）及び土曜日（10：20～17：50）としている。また、出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするため、平成28年度より、インターネットを通じて受講することで授業の出席が認められる制度を開始した。なお、平日夜間及び土曜日のみという当専攻の開講形態の特性上、必然的に開講時間帯と開講コマ数が大幅（一般の昼間開講の法科大学院との比較で半分程度）に制約されるため、平成25年度までは、同一時限上に複数の選択必修科目を重複して開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を制約してしまうケースも間々みられたところであった。これに対し、開講期間・方法を工夫することにより、平成26年度以降の時間割では、同一時限上に複数科目が開講されるケースは、一部を除き、極力回避されている。

当専攻では、理工系出身者を含めた他学部からの法学未修者を多く入学させてきており（第6章表2-2、2-3-2および4）、また法学部出身者といえども、入学時の年齢が毎年度平均35～40歳であること（第6章表2-3-1）を考慮すれば、一般的な意味の法学部出身者とは全く異なっているため、これらの者に対する法学の基礎力の涵養に開学当初から努めてきた。こうした経験を踏まえ、平成26年度入学未修者より、1年次に配置される法律基本科目を憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5法に限定することで、純粋未修者でも無理なく基礎力の充実を図ることのできるカリキュラム編成とした。

さらに当専攻では開設以来、現役の有職社会人に対し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けている。これは、職業上の都合により、標準修業年限（法学未修者にあっては3年）では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づいて、4年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数及び1年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に対し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものである。なお、平成25年度末より、各年度末の段階で在学1年未満（休学期間を除く。）の標準修業年限の在学学生、及び法学既修者コース入学者に対しても長期履修制度選択への途を広げている。法学既修者が長期履修制度を利用する場合、4年間のうち最初の1年次を在学したものとみなされ、残りの3年間で修学する。

2 科目の開設状況

当専攻の科目は、「法律基本科目群」、「法律実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」、「展開・先端科目群」の4群にわたって下表1のとおり開設されている。

表1 当専攻開設科目（平成26年度以降入学生用）

科目群	開設科目
法律基本科目群	<p>将来法曹として実務に共通して必要とされる以下の諸科目を配しており、「実定法基礎科目」と「実定法発展科目」とに分けられる。</p> <p>①実定法基礎科目（「法学入門」、「法学基礎ゼミ」のみ選択科目、その他計38単位は全て必修科目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅰ-A、憲法Ⅰ-B、憲法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ-1、民法Ⅳ-2、民法Ⅴ、民法Ⅵ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱ（以上2単位） ・民事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰ（以上3単位） ・法学入門、法学基礎ゼミ（以上1単位） <p>（「法学基礎ゼミ」は平成27年度以降入学法学未修者のみ履修可）</p> <p>②実定法発展科目（24単位全て必修科目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅲ、民法Ⅶ、刑法Ⅲ、商法Ⅲ、民事訴訟法Ⅱ（以上2単位） ・刑事訴訟法Ⅱ、行政法Ⅲ-1、行政法Ⅲ-2、憲法総合演習、行政法総合演習、民法総合演習、刑法総合演習Ⅰ、刑法総合演習Ⅱ、商法総合演習、民事訴訟法総合演習、刑事訴訟法総合演習（以上1単位） ・民事法総合演習（3単位）
法律実務基礎科目群	<p>いずれも実務家教員が担当し、法実務への導入教育を行っている。</p> <p>①法務基礎科目（全て必修科目。計3単位）</p> <p>法情報処理、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ（以上1単位）</p> <p>②法務展開科目</p> <p>（ア）必修科目（計6単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟実務の基礎Ⅰ、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ（以上2単位） ・要件事実論Ⅰ、要件事実論Ⅱ（以上1単位） <p>（イ）選択必修科目（いずれか1科目以上履修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟実務の基礎Ⅱ、刑事訴訟実務の基礎Ⅱ（以上1単位） <p>③法務臨床科目（4科目以上履修）</p> <p>民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ロイヤリングⅠ、ロイヤリングⅡ、リーガルクリニック（以上1単位）</p>

基礎法学・隣接科目群	<p>以下の7つの選択必修科目（いずれも1単位）が開設されており、4科目以上を履修しなければならない。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることを目的とする科目である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法哲学、英米法、EU法、法史学、公共政策、立法学、刑事政策
展開・先端科目群	<p>応用的・先端的な法領域に関する科目（いずれも選択必修科目）が開設されている。これらの科目の多くを実務家教員が担当し、実務を意識した内容となっている。平成26年度以降入学学生の場合このうち13単位以上を履修しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法、民事執行・保全法、倒産法、国際取引法、国際私法、経済法、租税法、労働法、環境法、金融法、国際公法、企業法務（以上2単位） ・地方自治、企業組織再編法、消費者法、IT法制、社会保障法、英文法律文書作成、少年法、倒産法演習、経済法演習、労働法演習、知的財産法演習（以上1単位）

3 科目配置の基本方針

各科目の配置年次については、基礎から応用、展開へという段階的なプロセスが確保されるよう配慮し、下表2の方針に沿っている。

表2 年次ごとの科目配置方針

年次	科目配置方針
1年次	法律基本科目のうち実定法基礎科目を必修科目として集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解させる。
2年次	各領域について、1年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、法務展開科目を必修科目とする。
3年次	3年間の学修の総まとめとして、総合演習系科目及び実務系科目を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配置する。

平成26年度以降入学法学未修者の場合、具体的には以下のとおりである。

① 1年次

法律基本科目群のうち、行政法と商法を除く実定法基礎科目 14 科目の必修科目を開設し、わが国の現行実定法の基礎的部分を、有職社会人の法学未修者にとっても無理なく確実に理解できるよう配慮することとした。なお平成 26 年度以降入学の法学未修者コースでは、「実定法基礎科目」のうち法学未修者 1 年次担当科目から行政法と商法を除外して 2 年次対象科目とし、1 年次対象科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 分野に集中することにより、有職社会人の、しかも、いわゆる純粋未修者にとって、法科大学院における法学学修の基礎固めを、無理なく確実に進められるよう配慮した。また選択科目として「法学入門」、さらに平成 29 年度からは「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮している。

② 2年次

実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能力を養うため、演習科目（「憲法Ⅲ」、「民法Ⅶ」、「刑法Ⅲ」など）を必修科目として開設するとともに、そこで得た基礎知識と実務教育との間を架橋するため、法律実務基礎科目群の法務展開科目のうち 4 つの必修科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」）を開設している。

③ 3年次（以下特にことわらない限り、法学既修者 2 年次含む）

それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目（「憲法総合演習」など）を必修科目として開設する一方、「法務臨床科目」を選択必修科目として開設している。また、2 年次及び 3 年次（特に 3 年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学修ができるように、多様な展開・先端科目を開設している。同科目群では、学生各自のニーズ、将来像に合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目としている。

4 授業時間の適切性

筑波大学では、75 分の授業を 10（20）回にわたって受講し、それを含め計 45（90）時間の学修を行うことをもって 1（2）単位の認定を行っている。

本学では、5 週間の授業期間を 1 モジュールと呼んでいる。春学期は A、B、C の 3 つのモジュールと夏季休業期間、秋学期は同じく 3 モジュールと春季休業期間で構成されている（下記表を参照）。当専攻の場合、年度を、春学期の A B 2 モジュール（試験期間を除く授業期間 10 週）、春 C モジュール（同じく 5 週）、夏季休業期間 5 週 + 秋 A モジュール（計 10 週）、秋学期の B C 2 モジュール（10 週）の 4 つの授業期間に分割した上、2 単位科目の場合、75 分授業を 1 日につき 2 コマ連続で行い、これを上記 4 期間のうち春 C モジュー

第2章 教育内容

ルを除く3期間いずれか10週で行うことにより、授業時間を確保している。

休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、上記学修時間を確保している。休講・補講は紙媒体で掲示を行うほか、電子掲示板に掲載することにより、学生の便宜に供している。

春学期		秋学期	
4月～5月	春Aモジュール	10月～11月	秋Aモジュール
5月～6月	春Bモジュール	11月～12月	秋Bモジュール
7月～8月	春Cモジュール	1月～2月	秋Cモジュール
8月～9月	夏季休業	2月～3月	春季休業

注：1モジュールは5週

[特長]

- ・ 学修時間に制約のある有職社会人に対しても、無理の少ない形での修学の機会を提供するため、当専攻開設以来、長期履修制度を採用しており、さらに平成 26 年度以降は、在学 1 年未満の在学学生、及び法学既修者に対しても適用範囲を広げている。
- ・ 有職社会人に対する修学の機会を確保するため、平成 28 年度より、インターネットを通じて受講することで出張先等から授業に参加し、授業の出席が一定限度内で認められる制度を開始した。
- ・ 平成 26 年度入学生から「実定法基礎科目」のうち法学未修者 1 年次配当科目から行政法と商法を除外して 2 年次対象科目とし、1 年次対象科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 分野に集中することにより、有職社会人の、しかも、いわゆる純粋未修者にとって、法科大学院における法学学修の基礎固めを、無理なく確実に進めるよう配慮した。また選択科目として「法学入門」、さらに平成 29 年度からは「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮している。
- ・ 法曹実務教育を重視し、特に、実際のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が校舎内の同じフロアに併設されている。

[課題]

第 7 章にて述べる通り。